

復興庁設置法の概要

〔 公布：平成23年12月16日、改正：令和2年6月12日 〕

組織

- 内閣に、復興庁を置く（2条）
- 復興庁の長は内閣総理大臣（6条1項）
- 復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員のサービスを統督（8条3項）

所掌事務

- 総合調整事務（内閣補助事務）（4条1項）
 - ・東日本大震災からの復興施策の企画・立案、総合調整
- 分担管理事務（4条2項）
 - ・復興事業の統括・監理
 - ・地方公共団体の要望の一元的受理
 - ・復興事業に必要な予算の一括要求・確保
 - ・復興事業の直接執行
 - ・関係行政機関に予算を配分し復興事業を執行させる
 - ・地方公共団体に対する情報提供、助言 等

復興局

- 復興局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。（17条4項）

復興大臣の権限

- 左記の総合調整事務の遂行のため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出・説明を求めることができる（8条4項）
- 左記の総合調整事務の遂行のため特に必要があるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる（8条5項）
 - 関係行政機関の長は、勧告を十分に尊重しなければならない

設置期限

- 復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和13年3月31日までに廃止（21条）

（注）改正法の附則において、東日本大震災からの復興に関する行政の内外の知見の活用を規定